

令和7年8月29日

関係医療機関の管理者・関係薬局の開設者各位

広島県健康福祉局国民健康保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県市町国民健康保険適正服薬推進支援事業に係る協力について（依頼）

県の保健医療行政については、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、昨年度に引き続き、市町と連携し、市町国民健康保険被保険者のうち、重複・多剤服薬等の可能性がある被保険者に対して、服薬に関するお知らせを送付する適正服薬推進支援事業を実施します。当該通知には、医薬品の処方内容や医薬品に関する一般的な有害事象等に係る説明を記載し、かかりつけの医師や薬剤師等へ相談していただくようお願いしています。

つきましては、当該通知を持参された被保険者から相談があった場合は、服薬状況を御確認いただき、必要に応じて処方や疑義照会等を検討くださるようお願いいたします（必ずしも処方内容の変更が必要というわけではありません）。

なお、本事業の詳細は、別紙を御覧ください。

担 当 国民健康保険課

電 話 082-513-3218（ダイヤルイン）

メール fukokuho@pref.hiroshima.lg.jp

（担当者 新谷）